

説 明 書

本説明書は、令和 7 年 4 月 1 日から入所者、外来患者及び職員等（以下「入所者等」という。）のための自動販売機（以下「自販機」という。）の各々の設置・運営者（以下「運営者」という。）の公募に関して定めるものである。

1. 事業名

国立療養所宮古南静園における自販機の設置・運営事業

2. 運営者の決定方法

- （１）運営者の決定方法は、選考の参加条件が確認された法人等から提出された企画書に基づいて、国立療養所宮古南静園における自動販売機設置運営委員会（以下「委員会」という。）の審査検討結果を踏まえ、園長が決定する。
- （２）委員会の構成は、園長が定める。

3. 企画書作成に係る基本的事項

- （１）企画書は、別紙（配布資料）を参考に、当園の提案内容を十分踏まえて作成することとし、入所者等の意向を満たす運営とすること。
- （２）当園の入所者の利便性が充実され、また、職員の勤務形態などに配慮すること。
- （３）使用許可場所の使用料は、国有財産の一時使用許可に基づき決定すること。
- （４）開設のための設備整備（当園が運営者と協議のうえ措置するものを除く。）及び運営に係る費用は、全て運営者の負担とする。

4. 企画書の作成要領

- （１）企画書は、別紙（配付資料）により、A 4 版で作成すること。
- （２）添付資料（原則として A 4 版で作成）
 - ① 運営組織
 - ② 予定設備等のリスト
 - ③ 収支計算書
 - ④ その他参考資料

5. 企画書の提出先

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻 8 8 8 番地
国立療養所宮古南静園 事務部庶務課 会計班

6. 企画書の提出期限

令和 7 年 3 月 1 0 日（月） 1 6 時 3 0 分（必着） 持参又は郵送

7. 選考結果の通知

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）までに文書で通知する。

8. 特記事項

（1）企画書の提出先は、当園事務部庶務課会計班担当者。（以下「担当者」という。）

その担当者が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等に応じること。

（2）自販機の運営内容に係る覚書については、運営者決定後、双方協議の上定める。

（3）その他、本説明書に定めのない事項は、担当者が別途指示する。

（4）当公募への応募に際し知り得た当園の情報等は他に漏らさないこと。

（5）企画書の作成及び提出に係る費用は、参加者が負担すること。